

制定	平成 14 年 3 月 28 日	国空航第 1285 号	国空機第 1308 号	国空乗第 91 号
改正	平成 15 年 3 月 28 日	国空航第 1277 号	国空機第 1416 号	国空乗第 2078 号
改正	平成 16 年 3 月 19 日	国空航第 1125 号	国空機第 1246 号	国空乗第 447 号
改正	平成 17 年 8 月 12 日	国空航第 262 号	国空機第 375 号	国空乗第 161 号
改正	平成 23 年 6 月 30 日	国空総第 454 号		
改正	平成 24 年 10 月 15 日	国空航第 446 号	国空機第 581 号	
改正	平成 26 年 7 月 17 日	国空航第 288 号	国空機第 536 号	
改正	令和 2 年 12 月 24 日	国空航第 2751 号	国空機第 939 号	
改正	令和 4 年 1 月 17 日	国空航第 2350 号	国空機第 864 号	

国 土 交 通 省 航 空 局 長

模擬飛行装置等認定要領

第 1 章 総 則

1－1 目 的

この要領は、模擬飛行装置等が航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 46 条の 2、第 158 条第 3 項、第 159 条第 2 項、第 160 条第 2 項、第 161 条第 2 項、第 162 条の 14、第 164 条第 3 項（第 164 条の 2 第 2 項、第 164 条の 3 及び第 164 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 164 条の 10 第 4 項（第 164 条の 11 第 2 項及び第 164 条の 12 第 2 項において準用する場合を含む。）及び別表第 2 に規定する用途に適することを認定するに当たっての具体的事務処理手続及び模擬飛行装置等の技術上の基準等を定めることを目的とする。

1－2 定 義

1－2－1 この要領において「模擬飛行装置等」とは、模擬飛行装置及び飛行訓練装置をいう。

1－2－2 この要領において「模擬飛行装置」とは、ビジュアル装置及びモーション装置を有する航空機乗組員の訓練、試験、審査等に適する装置であって、特定の型式の航空機の操縦室を模擬したものをいう。

1－2－3 この要領において「飛行訓練装置」とは、1－2－2 以外の航空機乗組員

の訓練、試験、審査等に適する装置であって、航空機の操縦室又はその一部を模擬したものをいう。

1－2－4 この要領において「認定検査ガイド」とは、認定及び定期検査のための検査項目、検査実施方法、実機での計測値等を記載した書類をいう。

1－3 模擬飛行装置等の形態管理及び維持管理

1－3－1 第5章に規定する認定を受けた模擬飛行装置等の所有者は、当該装置が認定された要件に適合するように形態管理及び維持管理を行うものとする。

1－3－2 模擬飛行装置等の所有者は、当該装置が本要領に適合する場合でなければ、5－3に規定する用途にこれを使用してはならない。

1－4 模擬飛行装置の区分

模擬飛行装置は、レベルA、レベルB、レベルC及びレベルDに区分する。

1－5 飛行訓練装置の区分

飛行訓練装置はレベル1、レベル2、レベル3、レベル4、レベル5、レベル6及びレベル7に区分する。

第2章 模擬飛行装置等の認定に係る申請

2－1 申請者

申請者は模擬飛行装置等の所有者とする。

ただし、申請者が代理人を介して申請を行うこともできる。この場合には、当該代理人が申請者から委任を受けていることを申請の段階で明示すること。

なお、我が国の認定を受けた模擬飛行装置等は、当該認定を受けた装置の所有者以外の者による我が国の認定を受けることはできないものとする。

2－2 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書1通（電子データでも可）を提出するものとする。

(1) 当該装置の型式

(2) 当該装置の所有者名

(3) 次に掲げる認定を受けようとする装置の種類、区分及び模擬対象とする航空機の型式

a 模擬飛行装置にあつては、認定を受けようとする区分及び模擬対象とする航空機の型式

b 飛行訓練装置レベル4からレベル7までにあつては、認定を受けようとする区分及

び模擬対象とする航空機の型式

c 飛行訓練装置レベル1からレベル3までにあつては、認定を受けようとする区分

(4) 当該装置の製造者、製造年月日及び製造番号

(5) 当該装置の定置場

(6) 認定を受けようとする用途及び必要な場合には当該用途に対して指定を受けようとする当該装置の操作の方式

(7) 実地検査を希望する期日及び場所

(8) 当該装置の維持管理責任者（当該装置の形態管理及び維持管理について一義的に責任を有する者であつて、当該装置の所有者又は当該装置の形態管理及び維持管理について当該装置の所有者から委任を受けている者をいう。）の氏名等

2-3 2-2の申請書には、次の書類各1通を添付させるものとする。

(1) 当該装置の機能、性能等の概要を記載した書類

(2) 当該装置の機能、性能等（5-1に規定する認定仕様書に記載を希望する具体的仕様）の一覧表

(3) 当該装置が第4章の規定に適合することを説明した次の書類

a 認定検査ガイド

b 実機の製造者の作成した技術資料等

c 認定検査ガイドに基づく性能検査及び機能検査の実施状況及び結果

(4) 品質管理規程

(5) 当該装置が本邦外で製造されたものであつて、必要な場合には、当該装置又は同種の装置についての製造国政府による認定の事実を記載した書類、その際使用された認定検査ガイド及びその検査記録

(6) その他参考となる事項を記載した書類

第3章 認定検査

3-1 第2章による申請書及び添付書類の提出があつたときは、第4章に規定する要件への適合性について、当該書類の審査（以下「書類審査」という。）及び実地検査を行うものとする。

3-2 認定検査は、初回認定時に行うものの他、模擬飛行装置等の区分を変更する改修等を行った後、新たな区分で認定を受けようとする場合に行うものとする。

第4章 模擬飛行装置等の認定に係る要件

4-1 模擬飛行装置の認定に係る要件

レベルA、レベルB、レベルC及びレベルDの模擬飛行装置の認定に係る要件は、別に定める模擬飛行装置等認定要領細則によるものとする。

4-2 飛行訓練装置の認定に係る要件

レベル1、レベル2、レベル3、レベル4、レベル5、レベル6及びレベル7の飛行訓練装置の認定に係る要件は、別に定める模擬飛行装置等認定要領細則によるものとする。

第5章 認 定

5-1 第3章の認定検査の結果、認定することが適当であると認められるときは認定書及び認定仕様書を交付するものとする。

5-2 認定は、模擬飛行装置にあっては区分、模擬対象とする航空機の型式及び用途について、飛行訓練装置レベル1からレベル3までにあっては区分及び用途について、飛行訓練装置レベル4からレベル7までにあっては区分、模擬対象とする航空機の型式及び用途について行うものとする。

5-3 模擬飛行装置等の認定する用途の範囲は、次に掲げるとおりとする。

5-3-1 模擬飛行装置レベルD

- (1) 規則第46条の2に規定する航空従事者の実地試験（航法を除く。）
- (2) 規則第158条第3項に規定する操縦者の最近の飛行の経験
- (3) 規則第159条第2項に規定する航空機関士の最近の飛行の経験
- (4) 規則第160条第2項に規定する航空通信士及び航空士の最近の飛行の経験
- (5) 規則第161条第2項に規定する計器飛行に係る最近の飛行の経験
- (6) 規則第162条の14第3項の規定による特定操縦技能の実技審査
- (7) 規則第164条第3項の規定による機長の資格認定に係る実地審査（規則第163条第2項に係るものに限る。以下同じ。）
- (8) 規則第164条の2第2項の規定により準用する規則第164条第3項に規定する機長の定期審査に係る実地審査
- (9) 規則第164条の3の規定により準用する規則第164条第3項に規定する機長の臨時審査に係る実地審査

- (10) 規則第 164 条の 2 第 2 項及び規則第 164 条の 3 の規定により準用する規則第 164 条第 3 項の規定により、国土交通大臣が行う航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 72 条第 8 項に規定する機長の特別審査に係る実地審査
- (11) 規則第 164 条の 6 第 2 項の規定により準用する規則第 164 条第 3 項に規定する機長の社内資格認定、社内定期審査及び社内臨時審査に係る実地審査
- (12) 規則第 164 条の 10 第 4 項に規定する査察操縦士の指名審査に係る実地審査
- (13) 規則第 164 条の 11 第 2 項の規定により準用する規則第 164 条の 10 第 4 項に規定する査察操縦士の指名定期審査に係る実地審査
- (14) 規則第 164 条の 12 第 2 項の規定により準用する規則第 164 条の 10 第 4 項に規定する査察操縦士の指名臨時審査に係る実地審査
- (15) 規則別表第 2 の定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士及び計器飛行証明の欄に規定する飛行経歴
- (16) 規則別表第 2 の定期運送用操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士及び計器飛行証明の欄に規定する計器飛行の経歴
- (17) 規則別表第 2 の航空機関士の欄に規定する航空機関士業務の経歴

5－3－2 模擬飛行装置レベル C

- (1) 5－3－1 の(1) に掲げる実地試験のうち別に運航安全課長が定める科目
- (2) 5－3－1 の(2) から(5) までに掲げる経験
- (3) 5－3－1 の(6) に掲げる実技審査
- (4) 5－3－1 の(7)、(11)（社内資格認定に限る。）、(12)、(13)及び(14) に掲げる実地審査のうち別に運航安全課長が定める科目
- (5) 5－3－1 の(8)から(11)（社内定期審査及び社内臨時審査に限る。）までに掲げる実地審査
- (6) 5－3－1 の(15)から(17)までに掲げる経歴

5－3－3 模擬飛行装置レベル B

- (1) 5－3－1 の(1) に掲げる実地試験のうち別に運航安全課長が定める科目
- (2) 5－3－1 の(3) から(5)までに掲げる経験
- (3) 5－3－1 の(6) に掲げる実技審査
- (4) 5－3－1 の(7)、(11)（社内資格認定に限る。）、(12)、(13)及び(14)に掲げる実地審査のうち別に運航安全課長が定める科目
- (5) 5－3－1 の(8)から(11)（社内定期審査及び社内臨時審査に限る。）までに掲げる実地審査
- (6) 5－3－1 の(15)から(17)までに掲げる経歴

5-3-4 模擬飛行装置レベルA

- (1) 5-3-1の(1)に掲げる実地試験のうち別に運航安全課長が定める科目
- (2) 5-3-1の(3)から(5)までに掲げる経験
- (3) 5-3-1の(6)に掲げる実技審査
- (4) 5-3-1の(7)、(11)(社内資格認定に限る。)、(12)、(13)及び(14)に掲げる実地審査のうち別に運航安全課長が定める科目
- (5) 5-3-1の(8)から(11)(社内定期審査及び社内臨時審査に限る。)までに掲げる実地審査
- (6) 5-3-1の(15)から(17)までに掲げる経歴

5-3-5 飛行訓練装置

- (1) 5-3-1の(1)に掲げる実地試験のうち別に運航安全課長が定める科目
- (2) 5-3-1の(3)から(5)までに掲げる経験
- (3) 5-3-1の(6)に掲げる実技審査のうち別に運航安全課長が定める科目
- (4) 5-3-1の(7)、(11)(社内資格認定に限る。)、(12)、(13)及び(14)に掲げる実地審査のうち別に運航安全課長が定める科目
- (5) 5-3-1の(8)から(11)(社内定期審査及び社内臨時審査に限る。)までに掲げる実地審査
- (6) 5-3-1の(15)及び(16)に掲げる経歴

第6章 定期検査等

6-1 定期検査

6-1-1 認定した模擬飛行装置等について、必要な資料の提出を求め、定期検査を行うものとする。

6-1-2 定期検査の内容

実地検査は、認定検査ガイドに記載する検査項目のうちの全部又は一部について行うものとする。

6-1-3 合格書

定期検査の結果、この要領に定める所定の要件を満たしていると認められるときは、合格書を交付するものとする。

6-2 品質監査

模擬飛行装置等の形態管理及び維持管理が品質管理規程に基づき適切に実施されていることを確認するため、品質監査を実施する。

第7章 臨時検査

7-1 臨時検査

7-1-1 認定された模擬飛行装置等について、認定書又は認定仕様書に記載されている事項の変更、形態管理・維持管理の実施状況の変更又は形態管理・維持管理が適切に実施されているかの確認が必要なとき、この要領に定める要件に適合しなくなる恐れがある劣化が認められるときは、当該模擬飛行装置等の所有者の申請に基づき、又は必要な資料の提出を求め、臨時に検査を行うものとする。

7-1-2 認定書及び合格書

臨時検査の結果、この要領に定める所定の要件を満たしていると認められるときは、認定書、認定仕様書又は合格書を交付するものとする。

第8章 認定の取消等

8-1 模擬飛行装置等の使用の休止及び認定の取消し

模擬飛行装置等がこの要領に定める要件に適合しなくなったとき、模擬飛行装置等の所有者が正当な理由がないのにこの要領に定める手続きに応じなかったとき、又は模擬飛行等の所有者から申出があったときは、当該装置の認定を取り消し、又はその効力の一部若しくは全部を一時停止するものとする。

8-2 例外規定

災害その他やむを得ない事由によって必要がある場合においては、所有者は、航空局に事前に届け出を行い、その必要の限度において、本要領に規定する当該年度の定期検査及び品質監査の一部を受検しないことができることとする。

附 則

(施行期日)

1. この要領は、平成14年4月1日から適用する。

(模擬飛行装置等認定要領の廃止)

2. 模擬飛行装置等認定要領（昭和 60 年 4 月 25 日付け、空航第 324 号、空検第 237 号、空乗第 2038 号。以下「旧要領」という。）は、平成 14 年 3 月 31 日限りで廃止する。

(経過措置)

3. この要領の適用の際、現に認定を受けている模擬飛行装置等は、旧要領の定める用途について認定を受けているものとみなす。
4. 現に認定を受けている第 2 種模擬飛行装置、第 1 種フェイズ 1 模擬飛行装置、第 1 種フェイズ 2 模擬飛行装置及び第 1 種フェイズ 3 模擬飛行装置にあつては、この要領の適用以降、初回の定期検査時に、それぞれ模擬飛行装置レベル A、レベル B、レベル C 及びレベル D と模擬飛行装置の種類及び区分を変更して申請すること。
ただし、特に必要と認められる場合を除き、認定検査ガイド等の変更は必要としない。
5. 現に認定を受けている第 3 種模擬飛行装置及び第 4 種模擬飛行装置並びに飛行訓練装置にあつては、この要領の適用以降、初回の定期検査時に、それぞれ新たに認定を受けようとする飛行訓練装置の区分に応じて、模擬飛行装置等の種類及び区分を変更して申請すること。

この際に、必要とされる認定検査ガイド等の変更を行い、併せて、変更の届け出を行うこと。

附 則（平成 16 年 3 月 19 日）

(施行期日)

1. この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2. この要領の適用の際、現に認定を受けている模擬飛行装置のうち、所有者以外の者が申請を行い当局の認定を受けているものについては、この要領の適用以降初回の定期検査時に、新たに所有者による認定検査申請を行い、当該新規認定を受けると同時に現に受けている認定書を返納すること。

この場合、本要領第 3-3 項に該当する場合を除き、第 3-1 項に定める認定検査に代えて第 6-1 項に従った検査を行うものとする。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日）

(施行期日)

1. この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 10 月 15 日）

（施行期日）

1. この要領は、平成 24 年 10 月 15 日から適用する。

（経過措置）

2. この要領の適用の際、現に認定を受けている模擬飛行装置等は、この要領の定める用途について認定を受けているものとみなす。

附 則（平成 26 年 7 月 17 日）

（施行期日）

1. この要領は、平成 26 年 7 月 17 日から適用する。

（経過措置）

2. この要領の適用の際、現に認定を受けている模擬飛行装置等は、この要領の定める用途について認定を受けているものとみなす。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日）

（施行期日）

1. この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 1 月 17 日）

（施行期日等）

1. この要領（以下「新認定要領」という。）は、令和 4 年 1 月 17 日から適用する。

2. 新認定要領 8－2 中定期検査に係る規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

3. 新認定要領 2－3 の規定により申請書に添付する書類のうち品質管理規程については、令和 6 年 3 月 31 日までに提出すれば足りるものとする。
4. 新認定要領の定期検査に係る規定の適用については、1. に規定する新認定要領の適用の日以後最初に行われる新認定要領 6－2 の規定による品質監査を受けるまでの間は、なお従前の例による。
5. 令和 2 年度に災害その他やむを得ない事由によって改正前の模擬飛行装置等認定要領

第6章の規定による定期検査を受検することができなかったと認められた模擬飛行装置等の所有者が新認定要領の適用の日から90日以内に届出を行った場合においては、新認定要領8－2中定期検査に係る規定を適用することができる。